

「保育の必要性」の認定を受ける基準（令和8年度版）

保育の必要性の認定を受けるためには、父・母ともに（ひとり親家庭等の場合は、保護者のみ）以下のいずれかの区分に該当することが条件となります。

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 に②必要書類（下記参考）を添付して、通園する幼稚園まで提出してください。

区分	理 由	② 必要書類 (各【様式】は幼稚園で取得できます)	
就 労	園児の親が昼間、家庭の内外で仕事をする ことが普通なので、児童の保育ができない。 (ただし、就労時間が1か月48時間以上となる 場合に限る。)	勤務している 方(内定者も 含む)	【様式】就労証明書 ※勤務先(事業主)の証明要
		自営業	【様式】就労証明書 (営業許可証・確定申告書等の写し など、営業事実を証明する書類を 添付すること)
		農業者	【様式】就労証明書 (確定申告書等の写しなど、農業に 従事していることを証明する書類を 添付すること)
妊 娠 出 産	母親が妊娠中であるか又は出産後間のない 状態にあるため、児童の保育ができない。 (出産予定日の2か月前の日の属する月の初 日から出産日から8週間を経過する日の翌日 が属する月の末日までについて、保育の必要 を有する期間とします。)	母子手帳の写し (「母親の名前」と「出産予定日」の記載がある ページ)	
疾 病 障 害 等	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若し くは身体に障害を有しているため、児童の保育 ができない。	診断書、身体障害者手帳、療育手帳等の写し	
介 護 看 護	同居の親族(長期入院している親族を含む)を 常時介護又は看護するので、児童の保育がで きない。	【様式】介護申立書 診断書等(介護が必要であることを証明するもの)	
災 害 復 旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当 たっているため、児童の保育ができない。	後日、被災状況を確認 (関係書類の提示を求める場合あり)	
求 職 活 動 等	求職活動(起業の準備を含む)を行っているの で、児童の保育ができない。 (※求職の場合、 保育の必要性を要する期間 は、原則30日間です。)	【様式】就労予定申立書 ※仕事が決まれば、【様式】就労証明書の提出 が必要です。	
就 学	専修学校、各種学校その他これらに準ずる教 育施設に在学しているので、児童の保育がで きない。	在学証明書及びカリキュラム	
そ の 他	配偶者の暴力、保護者による児童虐待、その 他市町村が認める事由に該当する場合。	保育ができないことを示すもの (民生委員さんの証明等)	